

平成18年 4月 1日
変更 平成19年 3月 1日
変更 平成20年 3月31日
変更 平成22年 3月31日
独立行政法人土木研究所

独立行政法人土木研究所の中期目標を達成するための計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣及び農林水産大臣から指示を受けた平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間における独立行政法人土木研究所（以下「研究所」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。

なお、中期計画に基づいて策定される計画等個々の施策や財務の執行については、その実施状況のフォローアップを適宜行い、必要に応じてその内容を見直す等柔軟な対応を図るものとする。

研究の実施に際しては、独立行政法人として真に担うべき業務に取り組むという観点から国・民間等との役割分担を明確にした上で、研究内容を吟味するとともに、従来の独立行政法人土木研究所と独立行政法人北海道開発土木研究所の統合、北海道開発局からの技術開発等の業務の移管による研究活動の充実・効率化、研究成果の質的向上によって質の高い研究業務を遂行する。さらに、非公務員型独立行政法人として、国に加え大学、民間等と人事交流などの連携を促進し、より一層の成果を上げるよう努める。

これらを通して、土木技術に係る我が国の中核的な研究拠点として、質の高い研究成果を上げ、その普及を図ることによる社会への還元等を通じて良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に貢献し、国土交通政策及び北海道開発行政に関する農水産業振興に係るその任務を的確に遂行する。併せて世界に向けて成果の発信、普及を行い、国際貢献に寄与する。

1. 質の高い研究開発業務の遂行、成果の社会への還元（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

（1）研究開発の基本的方針

研究所の研究及び技術開発（以下「研究開発」という。）については、科学技術基本計画、国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画及び、北海道総合開発計画を踏まえて実施する。

なお、北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る研究開発においては、食料・農業・農村基本法、水産基本法及びその実行計画である食料・農業・農村基本計画、水産基本計画並びに農林水産研究基本計画を踏まえて実施する。

研究開発の実施にあたっては、国民へのアンケート調査等の各種の調査やインターネ

ット等の多様なメディアによる情報交換等により国民ニーズの動向を的確に捉え、研究に反映させる。また開始段階においては、大学や民間試験研究機関の研究開発動向や国の行政ニーズ、国際的ニーズを勘案しつつ、独立行政法人として研究開発を実施する必要性、方法等について検証、評価する。

研究開発の中間段階及び事後に実施する評価の結果については、これまで以上に積極的にその後の研究開発に反映するシステムを確立し、運用することにより研究開発の質を高めるよう努める。

特に、道路・河川等の社会資本整備の実施主体である国及び地方公共団体を支援するという使命を果たすため、社会資本の現状及びニーズの把握に努めた上で研究開発課題を設定するとともに、国土交通省の地方整備局及び北海道開発局等の事業と密接に連携して研究開発を実施することにより、成果が的確に事業へ反映されるよう努める。

また、北海道開発局から移管される技術開発等の業務を含め統合による効率化及び相乗効果を速やかに上げるために、つくばと札幌の研究組織が適切に連携・交流を図るための体制・方策の整備を行う。

①社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応

中期目標の2. (1) ①で示された目標を的確に推進し、明確な成果を早期に得るため、別表－1－1及び別表－1－2に示す研究開発を重点プロジェクト研究として研究組織間の横断的な研究開発体制の下で、重点的かつ集中的に実施する。

なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められる課題が新たに発生した場合には、当該課題に対応する重点的研究開発として新規に重点プロジェクト研究を立案し、2. (2) に示す評価を受けて早急に研究を開始する。

また、重点プロジェクト研究として総合的あるいは研究組織間横断的には実施しないものの中期目標の2. (1) ①で示された目標に関連する研究開発のうち重要なもの、あるいは重点プロジェクト研究の研究課題としての位置づけが期待できるもの等については必要に応じて戦略研究として位置づけ、重点的かつ集中的に実施する。

中期目標の2. (1) ①で示された目標に対応する重点的研究開発を集中的に実施するため、重点プロジェクト研究及び戦略研究に対して、中期目標期間中における研究所全体の研究費のうち、概ね60%を充当することを目途とする。

②土木技術の高度化及び社会資本の整備並びに北海道の開発の推進に必要となる研究開発の計画的な推進

我が国の土木技術の着実な高度化のために必要な基礎的・先導的な研究開発と、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進のために必要となる研究開発を計画的に進めるため、科学技術基本計画、国土交通省技術基本計画、北海道総合開発計画、食料・農業・農村基本計画、水産基本計画等や行政ニーズの動向も勘案しつつ、研究開発の範囲、目的、目指すべき成果、研究期間、研究過程等の目標を明確に設定する。

その際、長期的観点からのニーズも考慮し、将来の発展の可能性が期待される萌芽

的研究開発についても、積極的に実施するとともに、研究シーズの発掘に際しては、他分野や境界領域を視野に入れ、他の研究機関等が保有・管理するデータベースも有効に活用する。

(2) 事業実施に係る技術的課題に対する取組

1.(5)に示す研究成果の普及を通じて研究所の研究開発ポテンシャルに対する外部からの評価を高めることにより、国土交通本省、地方整備局、北海道開発局等から、事業実施における技術的問題の解決のために必要となる試験研究を受託し、確実に実施する。

(3) 他の研究機関との連携等

①産学官との連携、共同研究の推進

非公務員化を踏まえ、国内における民間を含む外部の研究機関等との定期的情報交流の場の設置やその多様化を行うとともに、共同研究の実施に際しては、他分野との協調にも留意し、さらに質の高い成果が得られるよう実施方法・役割分担等について検討を行い、最適な実施体制を選定する。なお、共同研究については本中期目標期間中に300件程度実施する。

また、海外の研究機関等との共同研究は、科学技術協力協定等に基づいて行うこととし、共同研究の相手側機関からの研究者の受け入れ、研究所の研究者の海外派遣、研究集会の開催及び報告書の共同執筆等を積極的に実施する。

②研究者の交流

国内からの研究者等については、交流研究員制度等に基づき、積極的に受け入れるものとする。また、フェローシップ制度等の積極的な活用等により、海外の優秀な研究者の受け入れを行うとともに研究所の職員を積極的に海外に派遣する。

(4) 競争的研究資金等の積極的獲得

競争的研究資金（科学技術振興調整費、地球環境研究総合推進費等）等外部資金の獲得に関して、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより獲得に努め、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図る。

(5) 技術の指導及び研究成果の普及

①技術の指導

独立行政法人土木研究所法（平成11年法律第205号）第15条による国土交通大臣の指示があった場合は、法の趣旨に則り迅速に対応する。そのほか、災害を含めた土木関係の技術的課題に関する指導、助言については、技術指導規程に基づき、良質な社会資本の効率的な整備、土木技術の向上、北海道開発の推進等の観点から適切と認められるものについて積極的に技術指導を実施する。

②研究成果等の普及

ア) 研究成果のとりまとめ方針及び迅速かつ広範な普及のための体制整備

研究成果の普及については、重点プロジェクト研究をはじめとする重要な研究については、その成果を土木研究所報告にとりまとめるとともに、公開の成果発表会を開催する。また、研究所の研究成果発表会を年2回以上開催する。さらに研究開発及びその成果に関する情報をはじめ、研究所としての研究開発の状況、成果もできる限り早期に電子情報として広く提供する。その際、インターネットの活用等により、アクセス機会の拡大を図り、研究成果の広範な普及に努めることとし、寒地土木技術情報センターについては、インターネットによる図書検索・論文検索システムの充実といった一層の利便性向上を図る。

特に、積雪寒冷に適応した社会資本整備に係わる研究開発成果については、その他の活用可能な地域に対する普及のための活動を積極的に実施する。

また、一般市民を対象とした研究施設の一般公開をつくばと札幌においてそれぞれ年1回実施するとともに、その他の研究センターや構外施設等についても随時一般市民に公開するよう努める。

イ) 技術基準及びその関連資料の作成への反映等

(1) から (4) の研究活動及び (5) ①の技術指導から得られた成果のうち重要なものについては、行政による技術基準の策定やその関連資料の作成、国、地方公共団体、民間等が行う建設事業や業務等に関連する技術資料の作成に積極的に反映するとともに、必要により研究所自ら土木研究所報告、土木研究所資料をはじめとする各種の資料や出版物としてとりまとめる。

ウ) 論文発表、メディア上での情報発信等

研究成果は、学会での論文発表のほか、査読付き論文等として関係学会誌、その他専門技術誌への投稿により積極的に周知、普及させる。また、主要な研究成果については、積極的にメディア上での情報発信を行う。

エ) 研究成果の国際的な普及等

研究成果を広く海外に普及させるとともに各種規格の国際標準化等に対応し、また研究開発の質の一層の向上を図るため、職員を国際会議等に参加させるとともに、若手研究者を中心に可能な限り海外研究機関へ派遣できるよう、各種制度のより積極的な活用を行う。また、海外からの研究者の受け入れ体制を整備し、研究環境を国際化する。

さらに、国際協力機構等の協力を得て、海外の研究者を対象とする研修の実施も含めて開発途上国の研究者等を積極的に受け入れ、指導・育成を行う。また、国際協力機構の専門家派遣制度を通し、諸外国への技術調査、技術指導を実施する海外研究機関への職員の派遣を推進する。

③知的財産の活用促進

研究成果に関する知的財産権については、適切に確保するとともに、つくばと札幌の研究組織で協力・連携して、普及促進に資する知的財産権運用や広報活動等により

現場への活用促進を図る。

中期目標期間における特許等の実施権取得者数を250社以上とすることを目指す。

④技術の指導及び研究成果の普及による効果の把握

技術の指導及び研究成果の普及により生じた社会的効果について追跡調査等により把握するとともに、可能なものについては数値化に努め、年度毎に取りまとめて公表する。

(6) 水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献

水関連災害とその危機管理に関しては、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センターの運営に関するユネスコとの契約に基づきセンターの運営のために必要となる、適切な措置をとった上で、研究、研修及び情報ネットワークに係る国際的な活動を積極的に推進し、国際貢献に努める。

(7) 公共工事等における新技術の活用促進

国土交通省が進める新たな公共工事等における技術活用システムに対し、研究所内に組織した新技術評価委員会において、民間からの申請技術に対する技術の適用性・経済性・安全性・耐久性等の確認を行うとともに、国土交通省の地方整備局等が設置する新技術活用評価委員会に職員を参画させること等により積極的に貢献する。

(8) 技術力の向上及び技術の継承への貢献

国土交通省等における技術力を維持し、また適切に技術の継承を行うため、研究所においては国土交通省等との人事交流等により受け入れた技術者を戦略的に育成する。

また、1.(5)の技術の指導及び研究成果の普及を通じて積極的に外部への技術移転を行うとともに、関連する技術情報を収集・蓄積し効率的な活用及び適切な形での提供により、社会資本整備に関する技術力の向上及び技術の継承に貢献するよう努める。

さらに地方公共団体等からの要請に基づき、技術者の育成を図り、地域の技術力の向上に寄与する。

2. 業務内容の高度化による研究所運営の効率化（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

(1) 組織運営における機動性の向上

①再編が容易な研究組織形態の導入

研究所の組織については、ニーズの変化に応じて効率的で再編が容易な研究組織形態を導入することにより、機動性の高い組織運営を図る。

②研究開発の連携・推進体制の整備

各研究組織間に横断的な研究開発、外部研究機関との共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究成果の普及促進等、研究開発

に係る方策を戦略的に推進する体制をつくばと札幌の研究組織に横断的に組織し、研究所全体としての機動性の向上を図る。

(2) 研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築

統合を踏まえ、研究開発の開始時、実施段階、終了時における評価体制を再構築し、評価の実施やその方法を定めた研究評価要領を設け公表した上で、当該要領に沿って評価を実施する。評価は、研究開発内容に応じ、自らの研究に対して行う自己評価、研究所内での内部評価、大学、民間の研究者等専門性の高い学識経験者による外部評価に分類して行うこととし、当該研究開発の要否、実施状況・進捗状況、成果の質・反映状況、研究体制等について評価を受ける。研究評価の結果については、公表を原則とする。その際に、独立行政法人が真に担うべき研究に取り組むとの観点から、国との役割分担を明確にするとともに、民間では実施されていない研究、及び共同研究や大規模実験施設の貸出等によっても、民間による実施が期待できない又は独立行政法人が行う必要があり民間による実施がなじまない研究を実施することについて、研究の事前、中間、事後の評価において、外部から検証が可能となるよう、評価方法を定めて実施するとともに、研究評価の結果をその後の研究開発にこれまで以上に積極的に反映する。

また、研究者の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るため、研究者個々に対する業績評価システムを整備する。

(3) 業務運営全体の効率化

①情報化・電子化の推進

インターネット、イントラネット、メール等の情報システム環境をつくばと札幌間及び研究棟と各実験施設間も含めて整備するとともに研究データベースの高度化等を行い、文書の電子化・ペーパーレス化、情報の共有化を進め、業務の効率化を図る。

なお、外部向け情報提供、他機関との情報共有、つくばと札幌間の情報システム環境においては、ファイアーウォールの設置等により十分なセキュリティ対策を実施する。

②アウトソーシングの推進

研究施設・設備の維持管理、単純な計測等、非定型な業務以外の業務については、アウトソーシングに要するコストや自ら実施することによるノウハウの蓄積の必要性等について、前中期目標期間中における実績も評価して検討の上、可能かつ適切なものはアウトソーシングを図る。そのため、業務の洗い出しやアウトソーシングの適否の検証を行い、本中期目標の期間中に着実に進める。

③一般管理費及び業務経費の抑制

業務運営全般を通じ経費の節減を進めるものとし、運営費交付金を充当して行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。

ア) 一般管理費について、業務運営の効率化に係る額を本中期目標期間中、毎年度

3%相当を削減する。

イ) 業務経費について、業務運営の効率化及び統合による効率化に係る額をそれぞれ本中期目標期間中、毎年度1%相当を削減する。

(4) 施設、設備の効率的利用

実験施設等の効率的な利用のため、つくばと札幌の研究組織間での相互利用を推進するとともに、主な施設について研究所としての年間の利用計画を策定し、それを基に外部の研究機関が利用可能な期間を公表する。また、外部機関の利用に係る要件、手続及び規程（利用料等に係るものを含む。）を整備し、公表する。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算

①総計	別表－2のとおり
②一般勘定	別表－3のとおり
③治水勘定	別表－4のとおり
④道路整備勘定	別表－5のとおり

(2) 収支計画

①総計	別表－6のとおり
②一般勘定	別表－7のとおり
③治水勘定	別表－8のとおり
④道路整備勘定	別表－9のとおり

(3) 資金計画

①総計	別表－10のとおり
②一般勘定	別表－11のとおり
③治水勘定	別表－12のとおり
④道路整備勘定	別表－13のとおり

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1, 100百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

中期目標期間に所定の目的を達成し、完了する研究に係る重要な財産については、必要に応じ適正な処分等を図るものとする。

6. 剰余金の使途

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用する。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

中期目標期間中に実施する主な施設整備・更新及び改修は別表－14のとおりとする。

(2) 人事に関する計画

非公務員化を踏まえ、人材の確保については、国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用、公募による博士号取得者等を対象とした選考採用や関係省、大学、民間を含む研究等を実施する機関との人事交流、任期付き研究員の採用を図ることとするが、非常勤の専門研究員の採用、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化に努める。

加えて、国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。

なお、人件費^{※注}については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において削減対象とされた人件費（以下「総人件費改革において削減対象とされた人件費」という。）を、本中期目標期間中、毎年度1%以上削減する。

但し、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分及び以下に該当する者（以下「総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等」という。）に係る人件費については削減対象から除くこととする。

- ・競争的資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
- ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

※注) 対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は除く。

[参考1]

期初の常勤職員数 385人

北海道開発局からの業務の移管に伴い増員する平成20年度期初の常勤職員数 138人

但し、上記の人数は、総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等を含むものである。

[参考2]

中期目標期間中の人件費総額見込み 16,467百万円

但し、上記の額は、総人件費改革において削減対象とされた人件費の範囲の費用である。

なお、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた総額は、16,768百万円である。(国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。)

[参考3]

人件費削減の取り組みによる前年度予算を基準とした各年度の人件費削減率は以下のとおり

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
△ 1.00%	△ 1.01%	△ 1.02%	△ 1.02%	△ 1.03%

注) 平成21年度以降は、移管に伴う増員分を含む削減率である。

(3) 積立金の処分に関する事項

別表－１－１ 中期目標期間中の重点的研究開発（重点プロジェクト研究）

研究開発テーマ	中期目標期間中の研究成果	成果の反映及び社会への還元
ア) 安全・安心な社会の実現		
<p>① 総合的なリスクマネジメント技術による、世界の洪水災害の防止・軽減に関する研究</p> <p>(社会的背景) 近年、世界各地における激甚な水関連災害の増加傾向や地球温暖化に起因する気候変化の影響が懸念されている。水関連災害の防止・軽減は国際社会の力を結集して取り組むべき共通の課題であるとの認識が高まっており、わが国の蓄積してきた知識や経験をベースにした国際貢献が求められている。</p>	<p>○ 途上国に適用可能な洪水予警報システムの開発</p> <p>○ 途上国における洪水ハザードマップ作成・活用技術の開発</p> <p>○ 構造物対策と非構造物対策の組み合わせによる、リスク軽減効果評価技術の開発</p> <p>○ 動画配信等IT技術を活用した人材育成用教材の開発</p>	<p>途上国流域を対象とした研究や研修を通じて、地上水文情報が十分でない流域における洪水予警報システム構築が可能となり、洪水災害の軽減に貢献できる。</p> <p>研修を通じて普及を図ることにより、様々な流域条件の下で洪水リスクの把握や円滑な避難誘導等が可能となり、洪水災害の軽減に貢献できる。</p> <p>途上国流域を対象とした研究や研修を通じて、流域の特性に応じた様々な洪水リスク軽減方策組み合わせの比較評価が可能となり、洪水災害の軽減に貢献できる。</p> <p>技術移転や人材育成活動の効率が飛躍的に向上し、洪水災害の防止・軽減に向けた国際貢献に資する。</p>
<p>② 治水安全度向上のための河川堤防の質的強化技術の開発</p> <p>(社会的背景) 気候変動に起因する集中豪雨の発生頻度の増大により、計画規模を超える洪水や、整備途上の河川における計画規模以下の洪水による、河川堤防の破堤に伴う被害が増加している。このため、堤防の質的強化による治水安全度の向上が急務となっている。</p>	<p>○ 河川堤防の弱点箇所抽出技術の開発</p> <p>○ 浸透・侵食に対する堤防強化技術の開発</p>	<p>「河川堤防概略・詳細点検要領」等に反映することにより、堤防弱点箇所の抽出精度を向上させ、膨大な延長を有する河川堤防の効果的・効率的な質的整備の実現に貢献する。</p> <p>「河川堤防設計指針」等に反映することにより、信頼性の高い堤防整備を実現し、治水投資の制約下における効果的・効率的な河川堤防の質的整備に貢献する。</p>
<p>③ 大地震に備えるための道路・河川施設の耐震技術</p> <p>(社会的背景) 東海・東南海・南海地震、首都圏直下地震、宮城県沖地震など、人口・資産の集積する地域での大地震の発生が懸念されている。これらの被害額を半減させる地震防災戦略を</p>	<p>○ 既設道路橋の耐震診断・補強技術の開発</p> <p>○ 山岳盛土の耐震診断・補強技術の開発</p>	<p>「道路震災対策便覧（震前対策編）」に反映することにより、耐震診断が合理化され、橋梁の耐震補強事業の進捗効率化が図られる。</p> <p>弱点箇所抽出技術や簡易な補強技術を「道路土工指針」に反映することにより、山岳盛土の耐震補強実施が可能となる。</p>

<p>実現するためには道路・河川施設の耐震技術の開発が求められている。</p>	<p>○道路橋の震後被害早期検知・応急復旧技術の開発</p>	<p>「道路震災対策便覧（震災復旧編）」に反映することにより、地震後の交通供用の判断や震後復旧が迅速化され、各種震災対応活動を確実にできる。</p>
	<p>○既設ダムの耐震診断・補修・補強技術の開発</p>	<p>「大規模地震に対するダムの耐震性能照査指針（案）」やその関連マニュアルに反映することにより、既設ダムの経済的な補強や震災後の機能回復が図られる。</p>
	<p>○河川構造物の耐震診断・補強技術の開発</p>	<p>堤防を含む各種河川構造物の耐震補強技術を「河川土工指針」等に反映することにより、対策が急がれるゼロメートル地帯等での治水事業の進捗効率化が図られる。</p>
<p>④豪雨・地震による土砂災害に対する危険度予測と被害軽減技術の開発</p> <p>（社会的背景） 近年豪雨・地震等により多くの土砂災害が発生し、甚大な被害が生じている。一方で、膨大な危険箇所数に対してハード対策の整備水準は、約2割という状況にあることなどから、重点的・効率的な土砂災害対策の実施に向けた技術開発が求められている。</p>	<p>○豪雨に対する土砂災害危険度の予測技術の開発</p>	<p>危険溪流調査マニュアルや降雨時通行規制マニュアルに反映することにより、事業の重点的实施や通行止め時間の短縮が図られる。</p>
	<p>○地震に対する土砂災害危険度の予測技術の開発</p>	<p>地震に対する地すべりハザードマップの作成や、効果的な砂防計画の立案が可能となる。</p>
	<p>○土砂災害時の被害軽減技術の開発</p>	<p>地すべり応急緊急工事支援マニュアル、河道閉塞監視マニュアル等に反映することにより、土砂災害箇所での応急緊急対策が安全かつ効率的に実施可能になる。</p>
<p>⑤寒冷地臨海部の高度利用に関する研究</p> <p>（社会的背景） 北海道は海面漁業生産量の25%強で重要な地位を占めるが、65歳以上の人口が23%を超えている。こうした高齢就労者の極寒野外労役の環境改善、オホーツク海に毎冬来襲する流氷と海岸や構造物との関係把握、また静穏水域の利用と高度化など、地域産業の持続的発展を支える技術の開発が求められている。</p>	<p>○港内防風雪施設の多面的効果評価法の開発</p>	<p>「港内防風雪施設設計の手引き」がまとまることにより、設計の手順、費用対効果が明らかとなって施設整備の進捗が図られる。</p>
	<p>○海氷による沿岸構造物への作用力および摩耗量の推定法の提案</p>	<p>氷海域における沿岸構造物の設計技術が進歩し、氷海施設の安全性が向上する。</p>
	<p>○津波来襲時に海氷がもたらす作用力推定法の提案</p>	<p>氷海域沿岸の津波時の振る舞いを明らかにし、ハザードマップ作成に向けた科学的根拠を示す。</p>
	<p>○港内水域の水質・底質改善と生物生息場機能向上手法の提案</p>	<p>立地環境条件に適合した水域管理手法を示すことにより、港内の高度利用と環境保全を一体化させた整備事業の策定が図られる。</p>
	<p>○港湾機能保全に資する水中構造物点検技</p>	<p>広域な港湾施設の健全度を短期間で効率的に計測し、経年変化を</p>

	術の開発および診断手法の提案	把握することにより、安全性の向上やライフサイクルコストの低減が図られ、適切な整備事業の策定が可能となる。
<p>⑥ 大規模岩盤斜面崩壊等に対応する道路防災水準向上に関する研究</p> <p>(社会的背景) 北海道では、平成8年の豊浜トンネル岩盤崩落など道路沿いの岩盤斜面の大規模崩壊が多く発生しているほか、落石などの発生も多く、安全で安心な斜面对策が求められている。</p>	<p>○北海道の地域地質特性に基づく岩盤斜面調査・点検・評価技術および災害発生時の緊急評価技術の開発</p> <p>○道路防災工の合理的設計法の開発および既設道路防災工の合理的な補修補強工法の開発</p>	<p>北海道における岩盤斜面对策マニュアルに反映することにより、道路防災対策の信頼性を向上させることができる。</p> <p>地域別の解説書等を作成することにより、道路斜面災害の回避精度を向上させることができる。</p> <p>岩盤斜面災害発生時の緊急評価技術を開発することにより、道路斜面災害時の被害拡大を軽減することができる。</p> <p>道路防災工に関連するマニュアル等に反映することにより、道路防災対策をより確かなものとすると同時に、効率的かつ現地での諸状況に適した対策工を実施することができる。</p>
<p>⑦ 冬期道路の安全性・効率性向上に関する研究</p> <p>(社会的背景) 積雪寒冷地である北海道においては、雪氷路面による渋滞・事故の発生、国道通行止めの4割を占める吹雪等による視程障害は、安全・安心な交通の確保上大きな問題となっている。また、交通事故死者数削減は喫緊の社会的課題である。これらの課題を効率的に改善するための技術開発が強く望まれている。</p>	<p>○冬期路面管理の適正化に資する技術の開発</p> <p>○凍結防止剤散布量等の低減に関する技術の開発</p> <p>○科学的交通事故分析と積雪寒冷な地域特性に合致した交通事故対策の開発</p> <p>○吹雪対策施設の効率的整備、ならびに道路防雪林の効率的な育成管理に関する技術開発</p> <p>○吹雪視程障害対策の高度化に資する技術の開発</p>	<p>路面凍結予測手法の開発、冬期路面の定量的評価による管理手法や雪氷処理状況等をリアルタイムに把握する技術の開発により、効率的・効果的な冬期路面管理が可能となり、道路管理コストの縮減が可能となる。</p> <p>冬期道路管理による環境負荷評価と予防手法の開発、塩化物以外の散布材等とその散布手法の開発、および薄氷処理技術の開発により、環境負荷の低減が可能となる。</p> <p>新交通事故分析システムの開発や積雪寒冷な地域特性に合致した事故対策の開発により交通事故死者削減に寄与する。</p> <p>道路吹雪マニュアルの改訂に反映させることにより吹雪対策施設の効率的な整備や道路防雪林の効率的な育成が図られる。</p> <p>道路交通における吹雪視程計測手法の開発を行い、視程障害時の効果的な安全支援方策の開発を行うことにより、安全・確実な冬期交通の確保に貢献する。</p>

イ) 生き生きとした暮らしの出来る社会の実現		
<p>⑧ 生活における環境リスクを軽減するための技術</p> <p>(社会的背景) 環境ホルモンやダイオキシンをはじめ、水環境あるいは地盤環境に関する問題が各地で頻発しており、これらに適切に対応し環境を保全する技術が必要とされている。</p>	○ 医薬品等の測定手法の開発、存在実態の解明	下水処理事業や下水処理施設の改善に反映することにより、水環境の安全性を向上させる。
	○ 医薬品等の水環境および下水処理過程での挙動解明	
	○ 地盤汚染簡易分析法開発、低コスト地盤汚染対策技術の開発	「建設工事等で遭遇する地盤汚染対策マニュアル」等の改訂に反映することにより、地盤環境の安全性を向上させる。
	○ 自然由来重金属の汚染リスク簡易判定技術の開発	建設事業の調査に反映することにより、事業の効率的な執行が可能となる。
ウ) 国際競争力を支える活力ある社会の実現		
<p>⑨ 効率的な道路基盤整備のための設計法の高度化に関する研究</p> <p>(社会的背景) 少子高齢化や社会資本ストックの老朽化に伴う維持更新費の増加等により、新たな社会基盤整備に対する投資余力が減少していくことから、品質を確保しつつより効率的に道路基盤を整備していくことが求められている。</p>	○ 道路橋の部分係数設計法の提案	道路橋示方書に反映することにより、設計の信頼性・自由度の向上、及び新技術の開発・活用の促進が図られ、品質を確保しつつより効率的に道路橋を整備することが可能となる。
	○ 舗装の信頼性に基づく理論設計法、性能評価技術の提案	舗装設計施工指針等に反映することにより、設計の信頼性・自由度の向上、及び新技術の開発・活用の促進が図られ、品質を確保しつつより効率的に道路舗装を整備することが可能となる。
<p>⑩ 道路構造物の維持管理技術の高度化に関する研究</p> <p>(社会的背景) 道路構造物の老朽化が進んでおり、限られた予算を効率的に投資し、適切な管理水準を保つためには、維持管理技術を高度化することが求められている。</p>	○ 土構造物の排水施設の設計法の開発	道路土工指針に反映することにより、排水施設の設計が適切に行われ、維持管理費を含むライフサイクルコストの縮減が可能となる。
	○ 土構造物の排水性能調査技術の開発	道路土工指針、道路防災点検要領等に反映することにより、損傷・変状の早期発見が可能となり、所要の安全性を確保できる。
	○ 橋梁の診断・健全度評価技術の開発	損傷劣化状況に関する診断技術の高度化による予防保全の推進が可能となり、構造物の健全性の確保及び長寿命化が図られる。
	○ 土構造物、橋梁の補修・補強技術の開発	道路橋示方書等の関連技術基準、マニュアルに反映することにより、多様な現場条件、構造条件、損傷状態等に応じた適切な工法が選択でき、効率的な補修・補強が

		可能となる。
	○舗装、トンネルのマネジメント技術の開発	関連技術基準、マニュアル等に反映することにより、損傷度の大きさだけでなく、施設の重要度、予算等に応じた補修・補強プログラムの策定が可能となり、効率的な維持管理を計画的に行うことができる。
⑪ 土木施設の寒地耐久性に関する研究 (社会的背景) 積雪寒冷地の北海道においては、特有の泥炭性軟弱地盤、冬期の多量な積雪、低温などが土木施設の構築、維持管理に著しい影響を与える。このために積雪寒冷地の特性に適合した土木施設の構築、保守についての研究が求められている。	○泥炭性軟弱地盤対策工の合理的・経済的設計法の策定	泥炭性軟弱地盤対策工マニュアルに反映することにより、泥炭性軟弱地盤対策のコスト縮減が可能となるとともに、堤防盛土における地盤改良技術の向上に寄与する。
	○土木施設の凍害等による劣化を防ぐ工法の開発	積雪寒冷地での設計要領や技術資料等に反映することにより、コンクリート部材の凍害等に対する効率的かつ適切な対策が可能となるとともに、耐凍害性に優れたコンクリート等の土木材料の開発によりライフサイクルコストの低減が可能となる。
	○積雪寒冷特性を考慮し土木施設の耐荷力を向上させる技術の開発および積雪寒冷地での劣化特性を考慮した土木施設のマネジメント手法の開発	土木施設の寒地耐久性に係る知見をマニュアル等に反映するとともにマネジメント手法を開発することにより、現地での諸状況に適した効果的な補修補強対策工の実施および計画的な補修補強事業の推進を支援し、積雪寒冷地における橋梁、舗装の構築・維持管理コストの縮減や健全性・耐久性向上等を図ることができる。
エ) 環境と調和した社会の実現		
⑫ 循環型社会形成のためのリサイクル建設技術の開発 (社会的背景) 地球環境を維持保全し、京都議定書への対応をするためには、資源の有効活用など循環型社会の構築が必須となっている。	○改質剤による劣化アスファルトの再生利用技術の開発、排水性舗装発生材再利用法の開発	「舗装再生便覧」「他産業リサイクル材利用技術マニュアル」等の改訂に反映することにより、舗装材の再利用が促進され循環型社会構築に貢献する。
	○他産業再生資材の舗装等への適用性評価技術の開発	
	○公共事業由来バイオマスの資源化技術の開発	公共事業、下水処理事業に反映することにより、大量に発生するバイオマスが資源として活用され循環型社会構築に貢献する。
⑬ 水生生態系の保全・再生技	○新しい水生生物調査	水生生物調査マニュアル等に反

<p>術の開発</p> <p>(社会的背景) 流域や水域の改変等により、水生生物の生息空間や物質動態が大きく変化している。このため、地域固有の生態系を持続的に継続する観点から、河川・湖沼の環境の保全・再生が求められている。</p>	<p>手法の確立</p> <p>○河川地形の生態的機能の解明</p> <p>○流域における物質動態特性の解明と流出モデルの開発</p> <p>○河川における物質動態と生物・生態系との関係性の解明</p> <p>○湖沼の植物群落再生による環境改善技術の開発</p>	<p>映することにより、水域の物理的条件と関連づけた生物・生態系の調査法が確立され、効果的・効率的な調査が可能となる。</p> <p>瀬淵の機能や水際域の評価技術をマニュアル等に反映することにより、河川事業等が生物・生態系に与える影響の把握精度が向上し、適切で効果的な環境保全が可能となる。</p> <p>物質動態管理のための対策手法の評価や精度確保が可能となる。</p> <p>健全な生物・生態系の保全のための物質動態の管理が可能となる。</p> <p>関連マニュアル等に反映することにより、湖沼の水質改善対策が促進される。</p>
<p>⑭ 自然環境を保全するダム技術の開発</p> <p>(社会的背景) 持続可能な国土の保全と利用を実現するため、自然環境と調和のとれたダムの整備、及び健全な流砂系の実現が求められている。</p>	<p>○新形式のダムの設計技術の開発</p> <p>○骨材および岩盤の調査試験法の開発</p> <p>○貯水池および下流河川における土砂制御技術の開発</p>	<p>ダム事業に反映することにより、環境負荷の少ないダム整備が実現される。</p> <p>関連技術基準、マニュアル等に反映することにより、掘削や捨土による地形改変量の縮小が図られ、自然環境の保全とコストの縮減が可能となる。</p> <p>貯水池の環境影響評価や堆砂対策に用いられることにより、河川環境の保全と貯水池の持続的な利用が図られる。</p>
<p>⑮ 寒地河川をフィールドとする環境と共存する流域、河道設計技術の開発</p> <p>(社会的背景) 平成15年の日高水害等、各地で甚大な洪水被害が生じている。他方、河川整備の進展に伴い治水安全度が向上する一方で、環境の保全や復元への要望が高まっている。</p>	<p>○蛇行復元等による河川環境の創出と維持の手法開発</p> <p>○冷水性魚類の自然再生産可能な河道設計技術の開発</p> <p>○結氷時の塩水遡上の現象解明および塩水遡上抑制手法の開発</p>	<p>河川環境復元事業への水理学的見地からの技術提供により、安全性と持続性のある河川環境創出の技術が高められる。</p> <p>冷水域河川の良好な河川環境と治水安全性との両立を図るための河道対策が促進される。</p> <p>河川下流域の生態系を支配する塩水遡上の結氷時における挙動を明らかにすることで、より適切な環境管理が進められるとともに塩水遡上抑制手法の開発により具体的な河道設計</p>

		に寄与する。
	○大規模農地から河川への環境負荷の抑制技術の開発および維持管理方法の提案	流域の環境保全と共存する農地利用のより合理的なルール作りが可能になるとともに、農地流域における持続的な水質保全に寄与する。
	○河道形成機構の解明および河道形成に起因する流木災害防止手法の策定	河川の地形的成因が明らかにされることにより、洪水時に発生する地形変化や流木の発生に対し、よりの確な防災対策手法が確立される。

別表－１－２ 中期目標期間中の重点的研究開発（「北海道総合開発計画」及び「食料・農業・農村基本計画」等に関連する重点プロジェクト研究）

研究開発テーマ	中期目標期間中の研究成果	成果の反映及び社会への還元
オ）積雪寒冷に適應した社会資本整備		
①寒冷地臨海部の高度利用に関する研究	別表－１－１ ア) ⑤に同じ	
②大規模岩盤斜面崩壊等に対応する道路防災水準向上に関する研究	別表－１－１ ア) ⑥に同じ	
③冬期道路の安全性・効率性向上に関する研究	別表－１－１ ア) ⑦に同じ	
④土木施設の寒地耐久性に関する研究	別表－１－１ ウ) ⑩に同じ	
⑤寒地河川をフィールドとする環境と共存する流域、河道設計技術の開発	別表－１－１ エ) ⑮に同じ	
カ）北海道の農水産業の基盤整備		
⑥共同型バイオガスプラントを核とした地域バイオマスの循環利用システムの開発 (社会的背景) 北海道の大規模酪農の持続のため、その乳牛ふん尿の処理や地域産業等からの有機性廃棄物も一体として処理利用する技術開発が必要である。乳牛ふん尿のバイオガス化処理利用の要素技術については完了したが、地域に技術を定着させる方法論の検討や実用化に向けての技術普及の要望が評価委員会からある。このため、地域で自立運営できるシステムの実証を図る。	○安全な消化液とその長期連用の効果・影響の解明と技術体系化 ○各種副資材の効率的発酵技術の開発 ○スラリー・消化液の物性把握と効率的搬送技術の開発 ○好気処理による肥培灌漑効果の解明	農家・農業団体・地方自治体・農業基盤整備関係者に以下の効果が期待される。 嫌気処理による共発酵とその消化液施用の技術および好気処理による肥培灌漑効果をマニュアル等に反映することにより、農業技術・環境保全技術が改善され、農業農村基盤整備と連携した糞尿処理・利用や多様な処理方法の選択が実現するとともに、バイオマスタウン構想の具現化のための必要条件が明示される。
	○バイオガスの水素化技術開発と副生産物を混合燃料化する場合の特性解明	石油エネルギー産業分野等に対し、バイオガスの改質利用の要素技術を発信できる。
⑦積雪寒冷地における農業水利施設の送配水機能の改善	○寒冷地水田灌漑施設の送配水機能の診断	将来の水需要変動に柔軟に対応できる送配水管理に寄与する。

<p>と構造機能の保全に関する研究</p> <p>(社会的背景)</p> <p>北海道の農業水利施設資源は、積雪寒冷環境や水利施設であることから老朽化が進んでおり、適正な維持・予防保全対策により供用性の保持、計画的な更新が必要である。これらは、「食料・農業・農村基本計画」に今後に必要な施策として位置づけられており、積雪寒冷環境等に適合した水利施設の保全技術等の開発を行う。</p>	<p>・改善技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模畑地灌漑施設の機能評価と予防保全技術の開発 ○道内老朽化水利施設の構造機能診断方法の提案 ○老朽化したコンクリート開水路および頭首工の寒冷地型の補修・改修技術の開発 ○特殊土地帯における管水路の経済的設計技術の開発 ○寒冷地農業用水施設の補修・改修計画作成技術の提案 ○改修用水施設の施設操作性改善方法の提案 	<p>維持管理の現場技術向上と補修コストや管理コストの削減を図る。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>計画的な補修・改修の実施により、施設耐用年数を向上させ維持管理費を軽減する。また、安定した用水利用に寄与する。</p> <p>食料生産を支える施設の機能保全に寄与する。</p>
--	---	---

別表－２ 予算（総計）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	41,314
施設整備費補助金	3,398
受託収入	14,764
施設利用料等収入	381
計	59,857
支 出	
業務経費	19,145
施設整備費	3,398
受託経費	14,334
人件費	19,777
一般管理費	3,203
計	59,857

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

〔人件費の見積り〕 中期目標期間中16,467百万円を支出する。

但し、上記の額は、総人件費改革において削減対象とされた人件費から総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた総額は、16,768百万円である。（国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。）

但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当の費用である。

〔運営費交付金の算定方法〕 ルール方式を採用

〔運営費交付金の算定ルール〕 別紙のとおり

別表－３ 予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	36,237
施設整備費補助金	2,829
受託収入	14,764
施設利用料等収入	381
計	54,210
支 出	
業務経費	15,508
施設整備費	2,829
受託経費	14,334
人件費	18,541
一般管理費	2,998
計	54,210

（注１）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

（注２）「特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）」により平成20年

度以降区分経理が廃止されたことに伴い、平成 20 年度以降の予算については、
全て一般勘定にて整理している。

[人件費の見積り] 中期目標期間中 15, 447 百万円を支出する。

但し、上記の額は、総人件費改革において削減対象とされた人件費から総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた総額は、15, 692 百万円である。(国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。)

但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

別表－4 予算（治水勘定）

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	2, 655
施設整備費補助金	219
計	2, 874
支 出	
業務経費	1, 718
施設整備費	219
人件費	836
一般管理費	101
計	2, 874

(注 1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注 2) 「特別会計に関する法律（平成 19 年 3 月 31 日法律第 23 号）」により平成 20 年度以降区分経理が廃止されたことに伴い、治水勘定については、平成 18、19 年度の予算のみとしている。

[人件費の見積り] 中期目標期間中 693 百万円を支出する。

但し、上記の額は、総人件費改革において削減対象とされた人件費から総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた総額は、730 百万円である。

但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

別表－5 予算（道路整備勘定）

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	2, 423

施設整備費補助金	350
計	2,773
支出 業務経費	1,919
施設整備費	350
人件費	400
一般管理費	104
計	2,773

(注1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2) 「特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）」により平成20年度以降区分経理が廃止されたことに伴い、道路整備勘定については、平成18、19年度の予算のみとしている。

[人件費の見積り] 中期目標期間中328百万円を支出する。

但し、上記の額は、総人件費改革において削減対象とされた人件費から総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた総額は、346百万円である。

但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

別表－6 収支計画（総計）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	57,005
經常費用	57,005
研究業務費	33,284
受託業務費	14,334
一般管理費	8,841
減価償却費	546
収益の部	57,005
運営費交付金収益	41,314
施設利用料等収入	381
受託収入	14,764
資産見返負債戻入	546
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[注記] 退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするも

のと想定。

別表－7 収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	51,797
經常費用	51,797
研究業務費	29,030
受託業務費	14,334
一般管理費	8,018
減価償却費	415
収益の部	51,797
運営費交付金収益	36,237
施設利用料等収入	381
受託収入	14,764
資産見返負債戻入	415
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

（注1）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

（注2）「特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）」により平成20年度以降区分経理が廃止されたことに伴い、平成20年度以降の収支計画については、全て一般勘定にて整理している。

〔注記〕 退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定。

別表－8 収支計画（治水勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	2,704
經常費用	2,704
研究業務費	2,128
一般管理費	527
減価償却費	50
収益の部	2,704
運営費交付金収益	2,655
資産見返負債戻入	50
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

（注1）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2)「特別会計に関する法律(平成19年3月31日法律第23号)」により平成20年度以降区分経理が廃止されたことに伴い、治水勘定については、平成18、19年度の収支計画のみとしている。

[注記] 退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定。

別表－9 収支計画(道路整備勘定) (単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,503
經常費用	2,503
研究業務費	2,126
一般管理費	296
減価償却費	81
収益の部	2,503
運営費交付金収益	2,423
資産見返負債戻入	81
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(注1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2)「特別会計に関する法律(平成19年3月31日法律第23号)」により平成20年度以降区分経理が廃止されたことに伴い、道路整備勘定については、平成18、19年度の収支計画のみとしている。

[注記] 退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定。

別表－10 資金計画(総計) (単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	59,857
業務活動による支出	56,459
投資活動による支出	3,398
資金収入	59,857
業務活動による収入	56,459
運営費交付金による収入	41,314
施設利用料等収入	381
受託収入	14,764
投資活動による収入	3,398
施設費による収入	3,398

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

別表－１１ 資金計画（一般勘定）

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	54,210
業務活動による支出	51,382
投資活動による支出	2,829
資金収入	54,210
業務活動による収入	51,382
運営費交付金による収入	36,237
施設利用料等収入	381
受託収入	14,764
投資活動による収入	2,829
施設費による収入	2,829

(注1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2) 「特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）」により平成20年度以降区分経理が廃止されたことに伴い、平成20年度以降の資金計画については、全て一般勘定にて整理している。

別表－１２ 資金計画（治水勘定）

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,874
業務活動による支出	2,655
投資活動による支出	219
資金収入	2,874
業務活動による収入	2,655
運営費交付金による収入	2,655
投資活動による収入	219
施設費による収入	219

(注1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2) 「特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）」により平成20年度以降区分経理が廃止されたことに伴い、治水勘定については、平成18、19年度の資金計画のみとしている。

別表－１３ 資金計画（道路整備勘定）

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,773
業務活動による支出	2,423
投資活動による支出	350
資金収入	2,773

業務活動による収入	2, 4 2 3
運営費交付金による収入	2, 4 2 3
投資活動による収入	3 5 0
施設費による収入	3 5 0

(注1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2) 「特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）」により平成20年度以降区分経理が廃止されたことに伴い、道路整備勘定については、平成18、19年度の資金計画のみとしている。

別表－14 施設整備・更新及び改修計画

施設整備等の内容	予定額 (百万円)	財 源
・ 電力関連設備改修	総額	独立行政法人土木研究所 施設整備費補助（金）
・ 給排水関連設備改修	3, 3 9 8	
	(内訳)	
・ 屋根、外壁、内装等改修	(2, 8 2 9)	(一般会計)
・ その他土木技術に関する調査、 試験、研究及び開発並びに指導 及び成果の普及等の推進に必要な 施設・設備の整備	(2 1 9)	(治水特別会計)
	(3 5 0)	(道路整備特別会計)

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

別 紙

[運営費交付金の算定ルール]

運営費交付金 = 人件費 + 一般管理費 + 業務経費 - 自己収入

1. 人件費 = 当年度人件費相当額 + 前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額 = 基準給与総額 ± 新陳代謝所要額 + 退職手当所要額

(イ) 基準給与総額

18年度・・・所要額を積み上げ積算

19年度以降・・・前年度人件費相当額 - 前年度退職手当所要額

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分 + 前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額 - 前年度退職者の給与総額のうち平年度化額 - 当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等（19年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）+当年度の所要額計上経費 ± 特殊要因

3. 業務経費

前年度研究経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）+当年度の所要額計上経費 ± 特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：

毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：

毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：

毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：

法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定
所要額計上経費：

公租公課等の所要額計上を必要とする経費（移管に伴う経費は、平成21年度の算定上、前年度所要額計上経費とはしない。）

特殊要因：

法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：

平成18年度は対前年度0.97。平成19年度以降は対前年度0.97として推計。

業務経費の効率化係数（ β ）：

<平成18～19年度>

（一般勘定）平成18年度は対前年度0.98。平成19年度以降は対前年度0.98として推計。

（治水勘定及び道路整備勘定）平成18年度は対前年度0.99。平成19年度以降は対前年度0.99として推計。

<20年度以降>

対前年度0.98として推計

消費者物価指数（ γ ）：

平成18年度は対前年度0.999。平成19年度以降は対前年度1.00として推計。

政策係数（ δ ）：

平成18年度は対前年度一般勘定1.031、治水勘定0.901、道路整備勘定0.901。

平成19年度以降は対前年度1.00として推計。

人件費（2）前年度給与改定分等：

中期計画期間中は0として推計。

特殊要因：

中期計画期間中は0として推計。